

議員提出議案一覧表（意見書）

議員提出議案第 2 号

核兵器のない世界に向けた法的枠組み構築への取り組みを求める意見書（可決）

本年は、第 2 次世界大戦の終戦から 70 年の節目を迎える。

我が国は、大戦中、自国民やアジアの人々に多大な苦痛をもたらしたことへの反省に立って、日本国憲法に不戦の決意と世界平和という理想実現への努力をうたい、70 年間、国連を中心とした平和の拡大に真摯に努力してきた。特に、我が国は唯一の被爆国として、核兵器廃絶への取り組みにおいて、積極的貢献を果たさなければならない。

昨年 4 月、核兵器の非人道性をめぐる議論の高まりの中で開催された軍縮・不拡散イニシアティブ（NPD I）広島外相会合では、世界の政治指導者の被爆地訪問などを呼びかける「広島宣言」を我が国から世界に発信することができたところである。

一日も早い核兵器のない世界に向けた法的枠組みの構築に向けて、我が国が積極的貢献を果たすよう、政府に以下の事項を求める。

記

- 一、核兵器国も参加する核拡散防止条約（NPT）において、核兵器のない世界に向けた法的枠組みの検討に着手することを合意できるよう、本年開催される NPT 再検討会議の議論を積極的にリードすること。
- 一、原爆投下 70 年の本年、我が国で開催される広島での国連軍縮会議、長崎でのパグウォッシュ会議世界大会から、核兵器のない世界に向けた法的枠組み実現への力強いメッセージが世界に発信できるよう、政府関係者、専門家、科学者とともに市民社会の代表や世界の青年による参加の促進を図るなど、両会議を政府としても積極的に支援すること。
- 一、NPD I 「広島宣言」を受け、主要国の首脳が被爆の実相にふれる第一歩として、日本で開催される 2016 年主要国首脳会議（サミット）の首脳会合、外相会合やその他の行事を広島、長崎で行うことを検討すること。
- 一、核兵器禁止条約を初めとする法的枠組みの基本的理念となる核兵器の非人道性や人間の安全保障並びに地球規模の安全保障について、唯一の戦争被爆国として積極的に発信し、核兵器のない世界に向けた法的枠組みに関する国際的な合意形成を促進すること。
- 一、日米間のあらゆる場の議論を通じ、核兵器のない世界に向けての法的枠組みを見通した日米安全保障のあり方を検討し、核兵器のない世界に向けた新たな安全保障のあり方を世界に発信することにより、国際的議論を促進すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 27 年 3 月 24 日

議員提出議案第 3 号

反射性交感神経性ジストロフィー（CRPS）の難病指定を求める意見書（可決）

反射性交感神経性ジストロフィー（CRPS）の患者は、日常に絶え間ない痛みの中で、困難な生活を送っている。風が吹いても、音楽の音が強くても、低気圧のときなども痛みが強まる。また、人と

ぶつかると激痛が走るため、混んでいる電車などには乗れない。症状が手の部位であれば、痛みのため次第に使えなくなり、全く手の機能を失う場合もある。症状が足の部位であれば、痛みのため歩行困難になり、車椅子での生活を余儀なくされたり、ケースによってはベッドの上での生活となる。

多くの患者が、それまでしていた仕事ができなくなったり、部分的にしかできなくなる。難病指定がされていないため治療費がかかる中で、自分の生活を営むことが困難になっている。そして、何よりもひっきりなしの痛みが続くため、精神的に耐えがたい毎日を送っている。

CRPSという病気が余り知られておらず、長年診断自体もされなかった患者も多い中で、CRPSが難病に指定されれば、広く社会に知られるようになり、早期に診断・治療がなされ、症状が軽減されることが考えられる。

CRPSは、交通事故や外科手術、採血や点滴などにおける微細な損傷等によって発症するとされているが、どのようにして発症するのか原因についても諸説があり、また、治療では痛みの症状に対処するものの、その対処自体も難しく、治療法が未確立である。

CRPSは、難病指定の4要件（①稀少性②原因不明③効果的な治療法の未確立④生活面への長期の支障）を満たしており、多くのCRPSの患者は、CRPSが難病指定され、研究の充実や原因の解明等で治療法の確立が進められること、そして、治療の経済的負担の軽減を心から願っている。

よって、国においては、CRPSを難病に指定するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年3月24日

議員提出議案第4号

2015年最低賃金の大幅引き上げと中小零細企業支援の拡充を求める意見書（否決）

歴代政権の雇用政策によって、非正規労働者は2000万人を超え、年収200万円以下のいわゆるワーキングプアと言われる労働者は1100万人に達している。賃金抑制政策により、1997年を境にして労働者の年収は70万円も切り下げられた。昨年の4月から消費税率が8%に引き上げられ、国民の生活は圧迫され消費が減少、景気は悪化している。

先進諸国の最低賃金は、時給1000円以上が平均的である。日本の最高は東京都の時給888円、青森県は時給679円で、その差は209円と年々格差が拡大している。地域間格差が拡大するもとので、学生・青年は雇用と生活の安定を求めて故郷を出ていくことが絶えない。青森県の人口は、1985年の約152万人をピークに、2014年には約132万人と減少の一途をたどっている。自治体が消滅するのではないかと危惧されている。

最低賃金引き上げは、2010年に政労使で合意されており、「できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、2020年までに全国平均1000円を目指す」としている。

中小零細企業の多い青森県において、最低賃金の1000円以上への引き上げは困難だと言われるが、先進諸国では、政府による中小企業への公的支援などによって高い水準の最低賃金を確保し、労働者・国民の消費購買力を高め、経済を支えている。公的支援の拡充によって、最低賃金の大幅引き上げは可能となる。

よって、国会・政府においては、日本国憲法や最低賃金法に基づき、最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援の拡充を図るよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 27 年 3 月 24 日

議員提出議案第 5 号

社会資本整備を国の責任で実施する東北地方整備局 青森河川国道事務所の存続を求める意見書（否決）

地方分権改革推進委員会は、平成 20 年 12 月 8 日の第 2 次勧告で、政府の地方分権、道州制導入、公務員削減の推進を決定した「基本方針 2007」の具体化としての地方出先機関の廃止勧告を行った。その内容は、財界が求める将来の道州制を展望した組織体制を準備するものにほかならない。

第 2 次安倍自公政権は、道州制導入と地方出先機関の廃止を一緒に進めるとの方針を示し、2013 年 8 月 29 日には、第 4 回地方分権改革有識者会議を開き、年内の閣議決定と通常国会への法案の提出方針を明らかにした。これまで、第 1 次から第 4 次までの「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（一括法）が成立している。これらの法案から、国が国民に対する責務を持った行政を、外交、防衛を除き「道州」に、都道府県と市町村の行政を「基礎自治体」に担わせることが明らかになってきた。現在、自民党が検討し、2015 年の通常国会への提出・成立を目指している基本法案では、道州制について、外交や防衛などを除く国の事務は道州に移譲し、道州のもとに置く基礎自治体に現在の都道府県と市町村の権限を持たせることを明記し、具体的な制度設計は「道州制国民会議」で議論するとしている。この法案が成立すると、2017 年度以降の道州制度の実施で、国の地方出先機関の廃止、47 都道府県の廃止、新たな基礎自治体の設置など、国・地方の行政制度が激変することとなる。

社会資本整備は、日本国民に対して、日本国憲法のもとで全国平等の利益を保障するための国の責任と義務を持った事業である。国土交通省東北地方整備局青森河川国道事務所が行っている事業は、日本の特異な地形がもたらす台風や集中豪雨による急激な河川の増水による洪水から岩木川・馬淵川流域の地域住民の命と財産を守る河川事業、地域経済の大動脈としての国道の改築、維持修繕、交差点改良、冬期の交通網を確保する雪寒作業などによって青森県内の経済活動と生活を支える重要な国道事業であり、同事務所は地域と密着した行政機関としての任務を持っている。岩木川・馬淵川水系では、100 年に一度の確率で降る雨による洪水時に、多くの水防活動を必要とする箇所がある。

青森県に生活する県民の安全・安心のためにも、こうした危険箇所を一日も早く解消することや、全国におくれている道路網整備のための公共事業費の予算配分を確保するとともに減災・維持管理に重点配分をする必要があることから、引き続き、青森河川国道事務所の存続を求めるものである。

よって、次の事項について実現を図ることを求める。

記

- 1 社会資本整備と管理は、引き続き、国の責任で実施すること。
- 2 岩木川、馬淵川並びに国道 4 号、7 号、45 号、101 号及び 104 号の改修、改築及び維持管理を担う国土交通省東北地方整備局青森河川国道事務所を存続すること。
- 3 全国におくれている青森県内の社会資本整備の推進と減災、維持管理に重点的に予算配分をすること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 27 年 3 月 24 日

議員提出議案第 6 号

農業の発展に必要な生産基盤整備の拡充を求める意見書（可決）

農業農村整備事業は、食料・農業・農村基本法に位置づけられた事業であり、国民が必要とする食料を安定的に供給するための農業生産基盤の整備のみならず、豊かな自然環境や景観の保全、治水等の多面的機能を維持する観点からも欠くことのできない事業である。

しかしながら、平成 22 年度以降、農業農村整備事業については大幅に縮減され、計画していた事業が進められないなど現場のニーズに十分に答えられていない実態があった。

平成 24 年度から現政権下のもと、予算規模は回復をしてきているものの、いまだ平成 21 年度以前の水準には戻っていない状況であることから、政府においては、農業農村整備事業の重要性を評価し、下記事項について最大限配慮するよう強く要望する。

記

- 1 これまでに計画的に進められてきた実施中の事業や実施に向け準備を進めている事業が円滑に進められるよう、措置を講ずること。
- 2 今後、これまでに建設された農業水利施設の老朽化に対応した計画的な補修や更新による施設の長寿命化が円滑に進められるよう、事業予算を確保すること。
- 3 土地改良事業や農地中間管理機構をフル活用した農地の大区画化の推進及び農村集落が持っている共同体機能を生かした農地、用水、森林、景観、環境などの地域資源の管理を強化するためにも、必要な事業予算を確保すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 27 年 3 月 24 日

議員提出議案第 7 号

ヘイトスピーチ対策について法整備を含む強化策を求める意見書（可決）

近年、一部の国や民族あるいは特定の国籍の外国人を排斥する差別的言動（ヘイトスピーチ）が、社会的関心を集めている。

昨年、国際連合自由権規約委員会は、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）上の人種差別に該当する差別的言動の広がり懸念を示し、締約国である日本に対し、このような差別的言動に対処する措置を採るべきとの勧告をした。

さらに、国際連合人種差別撤廃委員会も日本に対し、法による規制を行うなどのヘイトスピーチへの適切な対処に取り組むことを強く求める勧告を行っている。

最近では、京都地方裁判所及び大阪高等裁判所において行われた特定の民族・国籍の外国人に対する発言に係る事件について違法性を認めた判決を、最高裁判所が認める決定を下した。

ヘイトスピーチは、社会の平穏を乱し、人間の尊厳を侵す行為として、それを規制する法整備がされている国もある。2020 年には、東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されるが、ヘイトスピーチを放置することは国際社会における我が国への信頼を失うことにもなりかねない。

よって、国においては、表現の自由に十分配慮しつつも、ヘイトスピーチ対策について、法整備を

含む強化策を速やかに検討し、実施することを強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 27 年 3 月 24 日
